

第 2 1 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年10月19日(火曜日) 午後2時00分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年10月19日(火)午後2時03分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年10月19日(火)午後4時57分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	長 谷 川 厚 子
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	三 浦 徹 也
	"	佐 々 木 幸 一	"	中 嶋 太 一
	委 員	中 嶋 次 男	"	高 橋 伸 幸
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	武 田 正 道
	"	山 田 悦 郎	"	白 鳥 文 雄
	"	葛 岡 重 利	"	山 村 喜 久 夫
	"	佐 藤 小 弥 太	"	佐 々 木 昭 雄
	"	鹿 野 清 一	"	津 藤 國 男
	"	佐 藤 千 昭	"	須 藤 茂
	"	鈴 木 守	"	飯 田 明
	"	高 橋 義 雄	"	千 葉 和 恵
	"	太 齋 俊 夫	"	白 鳥 一 彦
	"	石 川 憲 昭	"	中 條 彦 登
	"	大 内 朗	"	佐 藤 利 郎
	"	小 岩 誠 二	"	白 岩 博
	"	菅 原 佑	"	松 田 孝 志
	"	中 鉢 泰 一		
	"	石 川 正 運		
	"	千 葉 伍 郎		
	"	佐 藤 重 美		
	"	佐 々 木 幸 男		
"	菅 原 登			
"	高 橋 光 治			
"	遠 藤 實			
"	茂 泉 文 男			

欠席者	委員	大 関 健 一	委員	佐 藤 多 恵 子
	"	高 橋 勇 輝	"	海 老 田 慶 子
	"	加 藤 雄 八 郎	"	伊 藤 竹 志
	"	佐 藤 幸 生	"	後 藤 和 廣
	"	白 鳥 英 敏		
その他出席者	幹 事 長	大 場 秀 也	次長(調整担当)	濁 沼 栄 一
	副 幹 事 長	佐 藤 重 博	次長(調整担当)	千 葉 浩 文
	総 務 部 会 長	高 橋 正 明	班長(総務担当)	千 葉 雅 樹
	企画財政部会長	佐 々 木 久	班長(調整担当)	小 野 寺 桂 一
	社会教育部会長	阿 部 喜 三 男	班長(調整担当)	鈴 木 秀 博
	住民部会長	蜂 谷 恒 喜	総 務 担 当	伊 藤 大 輔
	保健福祉部会長	後 藤 伸 平	総 務 担 当	市 川 か ほ る
	産業部会長	高 橋 勝 美	調 整 担 当	二 階 堂 賢
	建設部会長	三 浦 正 敏	調 整 担 当	武 田 利 喜 夫
	事務局長	鈴 木 正 志	調 整 担 当	小 山 雅 規
	次長(総務担当)	二 階 堂 秀 紀	調 整 担 当	片 倉 茂
	次長(総務担当)	阿 部 貴 夫	調 整 担 当	栗 原 聡
	会議の概要	別紙のとおり		
会議録署名委員	委員	中 嶋 次 男	委員	松 田 孝 志
傍 聴	一般 12名 報道 3社			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
 - 報告第28号 廃置分合決定所について
 - 報告第29号 高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更について
 - 報告第30号 合併準備会の設置について
 - 報告第31号 指定金融機関等について
 - 報告第32号 合併協定項目について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

1. 開 会 午後2時03分

○鈴木事務局長 それでは、会議資料の確認をお願いしたいと思います。

本日この会場で配付しておりますのは、次第とそれから廃置分合決定書の写しということで配付してございます。

なお、本日使用いたします資料につきましては、事前に委員さん方に配付してございます報告第28号廃置分合決定書から報告第32号合併協定項目についてという資料でもって本日の会議を進めていくことといたします。もし確認されまして、その不足等々ございましたら事務局の方にお話しをお願いしたいと思います。

それでは会議に入りますけれども、携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

それでは、ただ今より第21回栗原地域合併協議会を開会いたしてまいります。

2. 挨拶

○鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長より、開会のご挨拶を申し上げます。

○菅原会長 皆さん、こんにちは。

お久しぶりの今日は協議会でございます。

第20回の協議会を開会申し上げましたは、本当に暑い最中の7月の29日でございます。

そしてまた、今日までいろいろと合併についての条件といいますか、内容等についても変わったものがございます。ことに、後でご報告して参る訳であります。去る10月の13日、宮城県議会におきまして、この廃置分合についてのいわゆる栗原郡10ヶ町村の各町村が区域を廃止いたしまして、新たな区域を設置するという議案が可決されました。よって、このことについて後でご報告いたしますように、宮城県知事から別紙のような交付書が交付されたということも大きな変わった事態でございます。

いずれ、そのような中でありましてあと6ヶ月もなくなりました。4月1日合併に向けてこれから進んでいかなければならない訳であります。ただ問題は、委員の皆様方には大変このように長い間のご無沙汰をいたしておる訳でありまして、これもいろいろとまだ協定項目で皆さん方にお諮りをしない点があった訳であります。これも鋭意努力をいたさせまして、ようやくにいたしまして、協定項目等の成案が出ました。それでもまだ、最終的には全部という訳には参っておりませんが、それでも本日の協議会におきまして、ほぼこれらの協定項目の残り分を皆さんにご提案申し上げまして、ご審議を賜るといふうなことに相なった訳であります。

何とぞ今日までいろいろと難しいこの協定項目協定等について、鋭意事務局を初め、各部会等において努力をさせた次第であります。その結果等についても後で詳細説明をまいります。よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。開会に先立ちましての会長からの挨拶とさせていただきます。

○鈴木事務局長　これより会議に入りますけれども、本日の欠席の届け出は7名いただいております。

栗駒町長の大関委員さん、栗駒町議会議長の高橋委員さん、それから若柳町の加藤副議長さん、高清水町の佐藤委員さん、同じく海老田委員さん、金成町の後藤委員さん方から欠席の届け出がございます。

それでまだおいでになっていない方が、築館の白鳥委員さん、鶯沢町の伊藤委員さんということで、現在43名の委員さんに出席をいただいております。協議会規約に定めます定足数に達しております。

それでは、協議会規約に定められておりますとおり、議事進行につきましては菅原会長をお願いをいたしたいと思っております。

○議長　それでは、これからの議事進行よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第21回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程等につきましては、お手元にご配付のと通りの次第に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

3. 会議録署名委員の指名

○議長　それではまずもって、3番目、会議録署名委員の指名についてでございますが、例によりまして議長の方から指名することにしてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認めます。

それではご指名申し上げます。

それでは、高清水町の町長さんでございます中嶋次男委員、それから宮城県市町村課長補佐の松田孝志委員、両名をご指名申し上げます。よろしくお願ひします。

4. 報告事項

○議長　それでは、早速議題に入ります。

今日は、いずれも報告事項というふうなことに相成る訳でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、4番目の報告事項に入ります。

報告第28号 廃置分合決定書について

○議長　報告第28号廃置分合決定書についてを報告議題にいたします。

内容の説明を事務局からいたさせます。

報告第28号 廃置分合について

○阿部事務局次長　それでは、報告第28号廃置分合決定書について説明いたします。

報告第28号

廃置分合決定書について

廃置分合決定書については、宮城県知事より別紙のとおり交付されたので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

事前に配付いたしました資料に替えまして、本日お配りいたしました知事の印がついてあるものでご説明いたします。

まず、読ませていただきます。

廃置分合決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年4月1日から栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波姫町及び同郡花山村を廃し、その区域をもって新たに栗原市を置くものとする。

平成16年10月13日

宮城県知事 浅野 史郎

ということです。

冒頭会長さんからもご挨拶ございましたとおり、これは栗原10町村全ての町村議会におきまして、廃置分合並びに合併関連議案が可決されたことに伴いまして、去る8月4日に、栗原郡10町村の町村長さんが知事に対して廃置分合申請書を提出いたしました。その後、県知事と総務大臣との間で協議、同意を経まして、去る10月13日の県議会9月定例会におきまして、本議案が賛成多数により可決されたところでございます。

これにより、同日付けで知事が廃置分合を決定いたしました。

また、去る10月15日には、県庁におきまして、知事から各町村長及びその代理に対しまして、皆様にお手元にお配りした廃置分合決定書、こちら写しになりますけれども、交付されたところでございます。

これによりまして、栗原10町村の合併は処分権者である知事の決定によって、事実上確定いたしまして、11月上旬には総務相の告示によって、その効力が発生することとなります。説明については以上です。

○議長 ただ今廃置分合決定書について、事務局から説明がありました。この報告内容について、ご質疑等ございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

（「なし」の声）

○議長 それでは、報告どおり了承するということでよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、報告第28号は報告どおり了承することに決定をしております。

報告第29号 高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更について

○議長 続いて、報告第29号高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更についてを報告議題に供しま

す。

内容の説明を事務局からいたさせます。

○阿部事務局次長 それでは、報告第29号 高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更について。

それでは、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

報告第29号

高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更について

高清水町、瀬峰町、金成町より、字名変更について別紙のとおり通知があったので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

別紙ご覧いただきたいと思いますが、高清水町、瀬峰町、金成町におきましては、字の名称変更にあたりまして、その内容について地域住民の方々の理解が得られ、町議会の了承を踏まえて、調整がなされ、併せて仙台法務局築館支局との協議が整ったということから、別紙のとおり3町長から通知がございました。

詳細については、事前配付しております資料のとおりでございますので、説明は割愛させていただきますが、高清水町、瀬峰町、金成町における字の名称変更につきましては、本書のとおり、平成17年4月1日栗原市発足と同時に変更されることとなります。以上でございます。

○議長 はい、この3町の字名変更について、事前にこの報告案件については、皆さんのお手元にご配付のとおりであります。この内容についてご質疑等ございますか。

(「なし」の声)

○議長 はい、それでは質疑なしと認めます。

それでは、報告第29号高清水町、瀬峰町、金成町の字名変更については、報告どおり了承することに決定をまいります。

報告第30号 合併準備会の設置について

○議長 続いて、報告第30号合併準備会の設置についてを報告議題にいたします。

報告第30号の内容について、事務局から説明をいたさせます。

○阿部事務局次長 それでは、報告第30号合併準備会の設置について。

報告第30号

合併準備会の設置について

合併準備会を、別紙のとおり設置したので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページ目でございます。

これは栗原市合併準備会設置要綱でございます。

平成16年9月1日付けで施行しておりますことについて報告させていただきます。

まず、ちょっと3ページ目の絵をご覧いただきたいと思います。

3ページ目には、合併準備体制のフロー図というのがございます。右側に書いておりますのが、合併協議会でございます。真ん中に各町村の組織がございまして、左側に合併準備という組織がございまして、合併協議会と並行する形で合併準備に係るさまざまな事項について準備、検討するための組織を9月1日付けで立ち上げました。

大変申し訳ございません。1ページにお戻りいただきます。

第1条では、準備会の設置について書いております。

第2条では、準備会が行う事務を記載しております。(1)、(2)、(3)というふうにご覧いただきたいと思います。

第3条では、準備会は、関係町村の町村長をもって組織するとしておりまして、会長、副会長を置くとしております。

第4条では、会長、副会長のその職務について記載しております。

第5条では準備会の会議の開催方法について記載しております。

また、第6条は委員会ということで、これは町村長の合併準備会の直属機関ということで、特定の事項を調整させるために、必要に応じて委員会を置くことができるとしてしております。想定されるのは、例えばその教育委員会の事務について、特殊な事項をですね、検討させるために設置したり、場合によっては収入役会議等々も想定されるところでございます。

第7条からは、合併準備の助役会ということで規定をしてしております。規定の方法については、先ほどの準備会と同様の作りになっておりますので、以下ご覧いただきたいと思います。

ちょっと飛びますが、第10条、合併準備の課長会というものがございます。これは、各町村の合併準備の課長さん方でもって組織をされまして、構成については、先ほどの準備会、それから準備助役会と同様のものがございます。また、これらの事務を所管する事務局といたしまして、合併協議会の事務局が合併準備の事務局を併せて務めるということで規定しております。

では、実際にどのような事務を行うかにつきましては、A3判の横長の大きな資料、1番例規の整備から一番最後には31番選挙の準備までございます。事前配付ということもございまして、一つひとつご説明すればいいところですが、説明に替えたいと思いますので、ご覧いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長　ただ今、合併準備会の設置についての内容の説明をいたさせました。

このことについてご質疑等ございましたら、承りたいと存じます。はい、どうぞ、遠藤委員。

○遠藤　実委員　志波姫の遠藤です。

お聞きしたいのはですね、人事関係とかそういう事務的にはこれで私はいいいと思いますけれども、要は、平成17年度に向けて予算措置、各町村の予算措置の際に、まだ議会が3月31日まで存続する訳ですね。新市は4月1日からだと。そうした場合、17年度の予算編成に当たっては、それぞれの町で計画しているものを財源をつけて予算を編成するように私は理解しておったんですが、それが新市に引き継いで、17年度については何と申しますか、各町村合体予算と申しますか、暫定予算で出発しますけれども、議会構成がなった時点でそれらが審議されて、17年度の予算が執行されるというふうに理解しておりますけれども、その3月中に17年度の引き継ぐ予算をどのような何と

いいですか、各町村ではそのもちろん市に引き継ぎする必要もありませんし、することもできないでしょうから、その場合の対応としてはどうやったらいいのかと。その辺をご指導を仰げればいいかと。よろしくお願いします。

○議長　それでは、事務局。

○二階堂事務局次長　それでは、栗原市の予算編成のこれからのスケジュールを若干お話ししたいと思います。

今、遠藤委員さんがおっしゃいましたように、17年度は10町村の合体予算にならざるを得ないだろうということ。これは間違いございません。

それで、今後のスケジュールですが、今月いっぱいにはですね、款項目、いわゆる予算の細目がございますけれども、それらの方針を決定いたしまして、11月に入りましてから、それぞれ各町村で予算編成、いわゆる編成というよりも試算という形ですけれども、その作業に入っております。いずれそれらを2月ころには一つにまとめていきたいなということでございます。

それで、これらの予算は新市に入りましてから、当分、新市の初めての議会が行われる前までは、暫定予算ということで、今のところ4月、5月、6月程度は暫定予算にならざるを得ないだろうということと考えております。これの暫定予算につきましては、義務的経費、市を運営していく上で最低必要な経費だけを暫定予算として、4月1日に市の職務執行者が専決処分をすることになります。そして、議会の議員さん方が決まりましたから、6月にですね、本予算ということで提案をすることになります。

それで、その暫定予算の各現在の町村での説明の機会ということですが、これは、ただ今、31項目の準備項目を示しましたが、これらは必要に応じてですね、それぞれ協議会なり、議会の方に説明をしていくというような基本的な考え方を持っておりますので、項目によってはそれぞれ報告をしていくということになるかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長　はい、遠藤委員。

○遠藤 実委員　そうしますと、その対応、首長と議会については、それぞれの町の手法ですか、それにお任せするという事なんでしょうか。結局、我々が町民に対して、17年度どうなりますかと。これこれこういうような志波姫としての17年度にやるべき予算というものをこういうふうにある程度集約しましたと。いずれ事業はこれは決まってから実施されるようですが、こういう方向で合併に向けて新市に引き継ぎましたという説明する3月までは責任はある訳ですね。

従って、じゃあそれについては、その手法というのはそれぞれ旧町村単位と申しますか、それぞれの首長と議会との何といいますか、そのやり方に任せるというような進め方なんでしょうかね。お願いします。

○議長　事務局。

○二階堂事務局次長　結果的にはそのようなことになりますけれども、これから準備会等々を開催する中でですね、こういった説明の仕方、こういったものの方法については詰めましてですね、10町村同じ方法をとっていければというふうに考えます。

○議長　はい、よろしゅうございますね。そのほかございませんか。

(「なし」の声)

○議長 なければ、以上で報告事項を了承するという準備会の内容、よろしゅうございますか。
(「異議なし」の声)

○議長 はい、それでは、報告第30号合併準備会の設置については、報告どおり了承することに決定してよろしゅうございますね。
(「異議なし」の声)

○議長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第30号合併準備会の設置については、報告どおり決定することにいたします。

報告第31号 指定金融機関等について

○議長 続いて、次に入ります。報告第31号指定金融機関等についてを報告議題に供します。
内容の説明を行います。

○濁沼事務局次長

報告第31号

指定金融機関等について

新市における指定金融機関等について、別紙のとおり決定したので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

それでは、報告31号の指定金融機関等について報告させていただきます。

まず1ページを開きいただきたいと思います。

新市における指定金融機関等の取扱いにつきましては、これまで会計部会や総務部会での協議過程におきまして、政策的な課題が多いということから、10町村の収入役さん方の協議の中において検討することが望ましいものと方向づけがなされました。

このようなことから、5月21日に第1回目の収入役会議を開催し、以後、金融機関等に対するアンケート調査や、財務指標の提出を求めるなど、慎重に慎重を重ねた中で、協議、検討を加えてまいりました。

その結果として、新市の指定金融機関は株式会社七十七銀行とし、指定代理金融機関については栗っこ農業協同組合と株式会社仙台銀行とすることといたしました。

また、収納代理金融機関につきましては仙北信用組合、東北労働金庫、一関信用金庫、株式会社岩手銀行、日本郵政公社とすることといたしました。

次に、それぞれの選定理由を申し上げます。

指定金融機関につきましては、合併時より収納及び支払い業務を確実に安定稼働することが求められることから、6月に各金融機関に対しましてその対応策も含め、14項目についてのアンケート調査を実施いたしました。その結果、仙北信用組合、株式会社七十七銀行、栗っこ農業協同組合の2組合1銀行が新市の指定金融機関を希望すると回答してまいりました。さらに、この2組合1銀行を対象に財務指標の提出を求め、金融機関としての自己資本比率や、業務収益、預貸率等に加え、危険債権や、要管理債権、リスク管理債権比率等のリスク管理債権内容等についても比較検討を行い、その

結果、総合的に評価し、株式会社七十七銀行を指定金融機関と選定をいたしました。

指定代理金融機関につきましては、これまで金成町と志波姫町の2町での指定金融機関としての実績を持つ栗っこ農業協同組合、高清水町と瀬峰町での実績を持つ株式会社仙台銀行の二つの金融機関を選定いたしました。

また、収納代理金融機関につきましては、これまでの地域性や住民の利便性を考慮し、収納代理金融機関としての経験のある残り全ての金融機関を選定することといたしました。以上です。

○議長　ただ今指定金融機関等について、事務局の方から内容の報告説明を兼ねた報告がございました。このことについて、ご質疑等ございますか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　事務局の説明は一通り分かりました。

そこですすね、これの様々協議をした過程の中での取扱いについてお尋ねをする訳ですが、この指定金融機関というものは1社に限定をされるものかどうかというのがまず第1点です。

それから、それに至る経過の中で、現在もそうですが町の補助機能的な役割を担っている衛生組合だとか、そういうものの手数料を取っている金融機関がある訳であります。あるいは取っていないところとある訳です。こういうものは、一体どのようにこの決定に当たって配慮されたのか、あるいはその辺まで決定の段階に至る中で、そられの項目について事務的にも詰めた結果の中身なのかどうか。この辺についてお聞かせをいただきたい。

○議長　事務局、分かりますか。

○濁沼事務局次長　お答えをいたします。

初めに、指定金融機関の数の関係であります。これは自治法の定めで1自治体一つということになって、複数はありません。と思います。

それから、手数料の関係であります。

これは、今現行の部分で、10町村の中でいろいろ金額的な差異が現況的にあります。これは新市においてどのような手数料設定とするのか、この件につきましては、今回はですね、協議会の方には報告事項として、これは関係してくると思うんですが、例えばその納税関係の口座振替の手数料関係、この辺なんかもですね、これはその金融機関によって差異がありますので、例えばその納税組合の振替手数料等について、これは今回の協議会じゃなくてですね、次回の協議会までに金融機関との今調整中なんです。調整結果を報告するというようにさせていただいております。以上です。

○議長　千葉委員。

○千葉伍郎委員　これはですね、いずれ近々ペイオフ解禁になる訳ですね。銀行も死に物狂いで来る訳ですよ。そういう肝心なものと私はセットでね、これだけ10町村が一つになった巨大な一つのお客さんですから、そことのルールを決めないうちに指定金融機関の取扱いだけ先行して決めるというのは、私はどうも理解に苦しむ訳です。これはやっぱり今言ったように、さまざまな影響が出てきますからね。現にそうありますから。何処々の金融機関は手数料を取ったというお話しをすると、差し障りがありますから言いませんが、現実の問題として、私の町の対応等の中でも本来であれば、町の切っても切れないさまざまな形である例えば身近な衛生組合、そういう機関の手数料、あるいは赤い羽根の取扱い、こういうものが現に手数料取られている訳ですよ。取らない機関もある訳ですよ。ですから、いわゆるどこで線を引くかは、いろいろあるでしょうけれども、いわゆる行政が繰り出す課題についての

手数料の問題、あるいは本来ならば行政がやるべきものですが、ボランティアの人たちが赤い羽根の募金だとか、衛生組合の上納金だとか、こういうもの手数料も現に取られている状況からしますとですね、いわゆる栗原郡一つの自治体になる金融機関を決めるに当たっては、私はそういうところがまだ詰めていないと言うのであれば、私は今の段階では早過ぎるのではないかというような気がしてならない訳ですよ。なぜ今この時期にそれだけ先に決めなくちゃならないのか。セットで私はいいいんではないかと思うんです。交渉するにしてもですね、私はセットの方が有利になるはずですよ。この次にやりますという話になりますと、指定金融機関はもう指定されている訳ですから、横着になりますよ、間違いなく。これは事務レベルも含めてですね、ものを提案する皆さん方も含めて、どういう審議経過の中でそれが許されたのか、お聞かせ下さい。

○議長 事務局。

○濁沼事務局次長 先ほどご説明した部分は、これは納税関係の口座の振替とかそういう関係であります。一般的には、例えば振込手数料、それから給料なんかの振り込みも含めて、振替なんかの部分になります。

ただ、先ほど言いましたように、新市の指定金融機関を希望した金融機関、これは仙北信用組合と七十七銀行、それからJAの栗っこという三つの金融機関になります。それで内容的に言いますと、この三つの金融機関のうち、振り込み手数料関係がですね、七十七銀行とそれからJAの栗っこさんについては、同じような税別で100円というような手数料も現行の部分になります。

それから仙北信用組合さんについては、これはその同一店あての部分、それから本店、支店の部分、これによってもまた料金体系が違ってきますし、それから、金融機関から他行にその振り込むという部分のまた料金設定が違いがあります。

内容から言いますと、先ほどの七十七銀行と栗っこ農協についてもですね、振込手数料は同じなんですけど、窓口の収納手数料、それから口座の振替手数料、これにまた差異があります。そういうことで、この3行の現況の手数料関係、これもいろいろ収入役会議で調整をしました。検討を加えました。そういう中で3行とも、いろいろこう内容によって先ほど言いましたように、他行関係の部分、それから同一店の関係、それから本店支店の関係、そういう部分で若干違いがあります。そういう部分で、これをその統一的な部分で調整できないという部分なんですけど、これは、いろいろな金融機関といろいろ協議した中で、ものによってはその支店サイドでこういう部分というのは決定できないという部分が特にその七十七銀行なり、そういうそのこれは仙台銀行も含めてなんですけど、これはその支店長権限の部分ではありませんという部分のお話しもありました。これはその本店の一つの考え方として、自治体によって違うような料金設定じゃなくて、同じようなその金額の中でしか対応できませんという部分でありました。

今のお話しでありますと、新市の指定金融機関を希望する3行、この部分が同じような部分で統一できれば、またいろいろその対比する部分が簡単には可能だと思うんですが、先ほど言いましたように3行とも内容が違うというその現況を踏まえたですね、なおかつ先ほどご説明しましたいろいろなリスク等も考えて、最終的には七十七銀行というふうに決定をしたという経過になります。

○議長 はい、もう一度。

○千葉伍郎委員 もう1回。

経過を、経過の一部なのかね。そういう経過を聞いているんじゃないかと、セットで交渉する必要があるんじゃないかと。で、なぜこの指定金融機関だけを先に指定しなければならないのかと。私は後の話を含めてセットで交渉する必要があるんじゃないかと。場合によっては、この前提になるのは、ペイオフの全面解禁に向けた自己資本率だとか、さまざまな銀行が持つそれぞれのハンディを見るというのも一つの手法かもしれませんが、これだけ巨大になる10町村を束ねてやる状況からすれば、手数料の取扱いについては、場合によってはですね、入札制度というのあるんじゃないでしょうか。今金を借りるのさえもね、入札制度を適応しているんですよ。全く違う訳ですから、金利だって。

ですから、私はこれから改定は何年ごとにやるんだか分かりませんよ。書いてないから分かりませんが、これはもうやっぱり節々で行政が財政負担をかけない工夫をしなければ、私はならんと思うんですよ。これはもう金融資本で言えば、A、B、C、Dというのはもう決まっていることは、一般的なA、B、C、Dは分かります。しかし、そのことと、行政が今指定銀行を先に決めて手数料問題は後で交渉というのは、初めが肝心ですからね。私はきちんとしたやり方をして、セットでやっぱりこの問題は決定をすべきものではないでしょうかね。

現に今まで、10町村の中で先ほど報告がありましたように、JA栗っこを例えば指定金融機関にしている町村もありましたし、あるいは仙台銀行をメインバンクにしているところもあった訳ですから、そういうことを考え合わせますと、そういう問題を諸々の問題を含めて、入札制度を含めた手数料を1円でも10円でも安くさせる機会はいずれしかないと思うんですよ、私は。後はね、もう機会的に継続、継続契約になっていく訳ですよ、一般的には。ですから、私は肝心なのが今回だと思っています。

したがって、私はどうでしょうね、会長、もう少し掘り下げて、その辺は議論できないんですかね。全然、なぜ先に決めなくちゃいけないのかという回答は全然いただいておりません。分離する必要があるものをわざわざ分離をして出す必要はないんじゃないですか。まだ、未解決事項もあるんですから。十分検討していただいて、セットで出していただけないでしょうかね、この問題。検討して下さい。

○議長　これ会長の意見になるんですが、実はこれ収入役会議なり、それぞれの部会でね、いろいろとやはり財務の問題なりペイオフ解禁によつての安全性、こういうもの等についても私は十二分に配慮したものであろうというふうに町村長会議でも了承した経過がございます。

そして、問題はやはりこれ指定金融機関になりますと、やはり本庁なり等とのオンラインのいわゆる設定、こういうものもいろいろとこれ事務的な問題とか、そういうものの設定もしていかなければならないようでありますので、やはりこれはできるだけ早く行うことによって、そういう設備関係もやっていかなければならない。

それからやはり手数料の問題であります。確かにこれ今まで若柳の例をとりますと、七十七銀行、ほとんどの手数料は無料でありました。いずれこれらについては、今後やはり各行とも大きな財源になるんだろうと思いますので、これは指定金融機関を決めておいた後でもですね、この手数料については、今千葉委員がおっしゃいますように、入札制度なり等の執行によって、いかに安くこれをやっていくというふうな方向が可能ではないのかなと思いますので、まずもって、これはこの金融機関は先に決定をする必要があるということで、今回このような決定されたものでありますので、ひと

つその辺でご理解願えませんでしょうかね。

○千葉伍郎委員 そんなに簡単なものではないですね、これ。本来であれば、こうした課題はこの席で9月中には一定の取りまとめをしますという経過があって、今日を得ている訳なんです。それでもなおかつ数えるところ六つぐらい未解決事案が先送りをされていくという状況の中でですから。だから、先ほどから言っているように、なぜ今分離で決めなくちゃならないのかと。今までの経過からいけば、当然今の段階ではもう決めておかななくちゃならない品物ですよ。

そうしますと、この手数料の問題は後の車に乗せる訳ですから、引っ張る人が決まってしまうばです、後の車の速度というのは決まってしまう。そういう意味からすれば、私はこれだけの全市の問題を財政を取り扱う指定銀行の問題というのは極めて出発が大切なはずだということからすれば、指定ありきでなくて、そうした諸々の問題を全体像を見据えた上で、やっぱり解決をするのが本協議会の中身じゃないでしょうか。部会でどうだとか、助役会がどうだとかじゃなくて、流れとしてはそうじゃないですか。それを決められない理由があるんだったら何か障害物があって、今までおくれたと言うんだらば、その原因はきちんと示してもらわないとね。ただ決めたから、このぐらいで決めて下さいと。あるいは町村長会議も入りましたから、決めて下さいだけでは、これはなかなか理解ができないんじゃないですかね。そこのポイントの部分については、どなたも答弁してないですからね。何が障害になって手数料問題も含めて踏み込んで銀行関係の全体像を決める。今までだって、JA栗こだって、仙台銀行だって、メインバンクにしていた自治体がある訳ですよ。

そういうところからいけば、どうしても一本に絞らなくちゃならないというのであれば、そういういろいろな違いがありますということですから、当然そこでは議論して、メインバンク指定が先だという議論じゃないんじゃないでしょうか。そこのところをもう少し会長ね、事務方の話もさることながら、そのために協議会やっているんですから。ぜひその辺は突っ込んだ言いづらい話もして下さい。

○議長 はい、今千葉委員からいろいろとね、手数料に関連いたしまして指定金融機関の内容等についてご質疑あります。先ほど会長もいろいろとお話ししたとおりであります。ここで今までこのように数多い協議を重ねながら、それぞれ指定機関にしておいた各町村の収入役なり、なおかつまた担当する課長なりいろいろとその内容によって協議をしまいった結果が、結局は財務内容等をよく調査しながらですね、七十七銀行に決めたということになる訳です。手数料については、新市になってどのような手数料を設定するかということになるので、これは当然これからでも私は遅くないのではないのかなというふうな気がいたします。決めてしまえば高くなるというふうな内容もありますが、そうでなしに、やはり紳士的にこれは交渉しながらやっていってもしかるべきであろうというふうに思います。

いかがでしょう、そのほか、皆さん方でこの指定金融機関について異論のある方ございませんか。

千葉委員からそのようなご異論がある訳であります、いかがでしょう、まずもってこの指定金融機関七十七銀行として決めていくというふうなことで、ここで決めていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい、それではひとつ千葉委員さん、何分にもひとつご意見ごもつともであろうと存じますので、そのような点については今後事務局の方で検討させ、皆さん方にご迷惑を、ご迷惑かけてますかね、後でご報告させるということにいたします。

大変恐縮でございますが、報告第31号指定金融機関等については、報告どおり了承するという
ことで決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい、それでは以上のとおり決定をさせていただきます。

暫時ここで休憩をいたします。

10分間、55分まで休憩をいたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

報告第32号 合併協定項目について

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、報告第32号合併協定項目についてを報告議題に供します。

大変内容が長くなっておりますので、事務局の方から説明をいたさせます。

それで、これ各号ごとになっておりますが、各号ごとに説明をして、質疑をしていった方がよろし
ゅうございますか。それともこれ一括して説明をして、一括でご質疑を賜るというふうな方法で、ど
ちらがよろしゅうございますでしょうか。1項目ずつやってまいりますか。

(「はい」の声)

○議長 それでは、1項目ずつひとつつこれからしてまいります。

それでは、まず報告第32号の合併協定項目についてを議題にいたしまして、今回の合併協議会、
協定項目の調整内容の一覧表がございます。1から15までございます。それでは、これを調整項目
の1項目、No.1協議第15号納税関係事項について、これをまず報告議題にいたします。

はい、この協議第15号納税関係項目についての内容について、ご説明をして下さい。

○濁沼事務局次長

報告第32号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年10月19日報告

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

それでは、報告第32号の合併協定項目について説明させていただきます。

初めに、1ページ目をお開きいただきます。

この1ページ、2ページなんです、このページには協定項目中合併時まで調整するとしている
項目で、前回の第20回協議会までに報告されていない残り34項目の一覧であります。

今回は、この34項目のうち、28項目につきまして協議調整がなされましたので、その内容につ
いて報告させていただきます。

この1ページ、2ページの中で黒く網がけをしております6項目につきましては、いまだ関係分科

会、部会等におきまして協議調整中ですので、今回は省略し、協議が整い次第、次回の協議会で報告をさせていただきたいと思います。

一番左の欄のNo.に沿って説明させていただきます。

No.1については、省略をさせていただきます。

No.2の消防防災関係事業についての③自主防災組織についてであります。

これは先ほど言いましたように、協議第15号No.1、それからNo.2の①、②の部分、これは今分科会、部会で協議中であるということで次回の協議会で報告をさせていただきます。

この網かけのないNo.2の③自主防災組織について、合併時まで調整するとした内容を説明させていただきます。

10町村で組織化されております婦人防火クラブにつきましては、合併時まで組織統合することとし、築館町ほか2町で組織化されております消防団後援会及び高清水町、志波姫町で組織されております消防団世話係、瀬峰町の自衛消防隊、花山村の職員消防隊については、設置に至るそれぞれの地域性や必要性があることなどを考慮し、現行のとおり新市に引き継ぐものいたしました。この部分がNo.2の消防防災関係事業についてであります。以上です。

○議長 先ほど、会長失礼いたしました。

協議第15号の納税関係事業については、次回までに調整をして、再度報告をするということでございますので、ただ今、協議第19号の消防防災関係事業についての1、2についてもこれ現在調整中でございます。3番目の自主防災組織について今説明いたしました。今の協定内容でよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員 これ通り過ぎられても困るんです、これは。

今日実は、うちの方の町158の納税組合がございまして、地区別の納税組合長会議、今日から始まりまして。今まで事務方が提起をしましてまいりました課題をですね、納税組合長会議に提起をしましたら、いろいろな意見が出ました。たまたま今日は合併協議会がありますと、まだ正規に固まったものではありませんということを前提にしてお話ししてまいりましたので、二、三ある訳です。これから今日部会をしていただく参考になるかも知れませんので、ぜひ会長取り上げていただきたい。

○議長 はい、分かりました。

それではね、協議第15号の納税関係事業について、再度またここに戻ります。

はい、それでは千葉委員、このまだ調整中でございますが、これから調整する内容の参考意見等ございましたらお願いします。

○千葉伍郎委員 まず一つはですね、この納税組合の取扱いについては、この新市までの間に、合併時まで調整をするということで、この調整内容はご案内のとおりであります。極めて文章的にはいいんですが、この結果、今まで事務方で議論をされておりました納税組合に対する考え方でまいりますと、納税組合の組織そのものが崩壊の道をたどるのではないかという意見が出てまいりました。

例えば、「口座振込の方も納税組合に包括していいですよ」と。こういう言い方をされてました。そうしますと、納税貯蓄組合の組合員と口座を持つ方を混合して納税組合を作るということは、一時的には移行時には格好よく見えますが、いわゆる口座振込の方には通帳にお金のある方がグループを作ってしまう。月々金を、貯蓄組合ですから、月々金を集める集金の任務から外れると

いう方も出てくる訳です。そうしますと、初めのうちは混成部隊で納税組合をさもスムーズにいったように見えますが、そう月日がたたないうちにこの方式をとりますと、納税組合崩壊をしていくという道をたどるのではないかという意見が出されました。

ちなみに人の方の町の話をして申し訳ないんですが、平成15年度の各町の不納欠損額をずっと見てみました。比較的そうした納税組合の組織率が低い町村の場合は不納欠損額が多く見られます。だからだめなんだというのではなくて、納税組合そのものを前の会長もお話しをしてますように、育成をしていくのだということになれば、今事務方で議論をされている中身は、必ずしもそういう道にたどりません。

例えば、私たちの納税組合の例を申し上げます。45所帯の納税組合であります。今栗駒町で支給されている総額は24万円であります。この間まで議論されてまいりました中間報告による試算をしますと、約10万円減額になります。これではやっぱり納税組合そのものが運営ができなくなる。こういう問題点、それから農村部にまいりますと、納税組合を中心にした親睦団体が育っておりますから、防犯灯の問題に充てるとか、あるいは募金の資金に充てるとか、さまざまな地域のコミュニティの一つとして納税組合が成り立っている地域もございますので、納税組合そのものを崩壊に導くような現在の進行の仕方では、私はならないのではないかと。

その中でいろいろ議論をしてまいりましたら、この組合員1人当たり1,200円出しますと、こういう話で、これは納税組合に組織をされていけば、口座振込の人も1,200円ですということになれば、納税貯蓄組合の方と口座振込の方が分かれまして、口座振込の方々が名目的な組織を作りますと、ここにお金が入るような仕組みになります。これではですね、私は税金のむだ遣いに等しいのではないかというふうに私は思っています。ここに幾ら金を増やそうとですね、納税組合組織の強化にはつながっていかないというふうに私は思っております。

それから、口座振込の場合、先ほどの銀行と同じですが、一体手数料はですね、取るのか取らないのかによって試算をしたことがあるのかどうか。その結果、納税組合から納めた場合と、個人が口座で振り込んだ場合の諸経費のかかりぐあいというのは一体試算したことがあるのかということに行き着くと思うんです。そういうことをトータルをして、この納税組合育成のための部会協議がなされているのであればいいんですが、そうにはなっていないのではないのでしょうか。

ですから、私は、この納税組合のあり方について協議をする際には、ぜひそういう点もメスを入れて、前、会長も言いましたように、つぶすのではなくて、納税組合そのものを育成をしていくという視点を忘れないで欲しいと。ここだけは私は強く申し上げて終わります。

○議長 はい、分かりました。

ただ今、千葉委員からお話しがあった点は、十二分に今後各分科会なり部会において協議をする際に事務局の方から十二分に配慮するように私の方からもご意見を申し上げまして、これらを進めさせていただきます。よろしく。

では、事務局の方でひとつ。いいですか。

それでは、ただ今の納税関係、今千葉委員からいろいろなご意見がありました。そのほかに皆さん方から何か、これから調整するに当たって、こういうことはどうなるんだとかですね、こういうものをひとつ参考にさせていただきたいというようなご意見ございますか。進めてよろしゅうございます

か。

(「はい」の声)

○議長 それでは、No.2の消防防災関係の自主防災組織について、事務局から先ほど調整内容をご報告になったとおりであります。これはよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 はい、それでは、消防防災関係の3番目自主防災組織については、以上のとおり決定させていただきます。

続いて、3番目、協議第20号建設関係事業についてを報告いたします。

はい、調整内容の報告をお願いします。

○千葉事務局次長 協議第20号の建設関係事務についての調整案でございます。

承認事項につきましては、新市における新規入居者に係る資格要件、これについては合併時まで統一するという文言でございました。新市における新規の入居者に係る資格要件でございますが、これにつきましては、一つ目といたしまして、公営住宅の入居資格要件、こちらの方は、県営住宅条例第6条の例により実施したいとするものでございます。

それから②といたしまして、特定公共賃貸住宅の入居資格要件につきましては、こちらの方も県の特定公共賃貸住宅条例第4条及び同条施行規則第2条の例により実施したいというものでございます。

それから③といたしまして、公営住宅法に基づかない住宅の入居資格要件、こちらの方は①になりますが、公営住宅法に基づく住宅に準ずるとしてございます。この部分、ただし書きですね、鶯沢町一般町営住宅は現行のとおり新市に引き継ぐとしてございますが、鶯沢町のこの一般町営住宅につきましては、老朽化も進んでございまして、退去者が出た場合ですね、随時取り壊すという方針になってございますので、新市では新規の入居者は募集しないというところですね、このようなただし書きの調整案とさせていただきます。

それで、資料の方でございますが、3ページの方に建設関係事業の参考資料ということで、資料の方載せてございます。こちらの方の説明、若干させていただきます。

まず、公営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者層に対して安価な家賃で賃貸させることによりまして生活の安定に寄与するという目的がございまして。それで、こちらの方には入居資格、そちらの方を載せてございます。公営住宅法第23条に規定されており、同居親族があることが原則となっております。ですが、老人とか身体障害者、こういった特に居住の安定を図る必要があると認められる方については、単身の入居もできるということになっております。この階層をですね、裁量階層世帯というふうに呼んでおります。収入基準につきましては、この裁量階層に当たる方については、月収で26万8,000円以下、それ以外の一般の世帯については月収20万以下という収入基準が当てはまることとなります。

それから、右側の方になりますが、特定公共賃貸住宅でございます。

こちらの方は中堅所得者などを対象とした住宅ということになっております。入居資格については、同居親族があること、あるいは災害等により住宅を失った方などが対象となります。こちらの方の収入基準につきましては、月収20万円以上60万1,000以下という基準となります。

で、右側の一番下にはですね、現在の鶯沢町の一般町営住宅条例の抜粋ということで参考までに掲載しております。以上でございます。

○議長 はい、公営住宅の入居資格要件、ただ今説明したとおりの要件で調整をしてみたいということでございます。このことについて何かご質疑等ございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

○議長 はい、それでは、3番目の建設関係の事業について、これは報告どおり了承することにしたしてまいります。

続いて4番、協議第28号商工観光関係事業についてを報告議題にいたします。

(「一括で」の声)

○議長 一括ですか、はい、ありがとうございました。

今項目ごとにこう分けてきましたが、個々にやった方がいいですか、いいがですか。いかようでもいいんです。はい、それではまず今までどおりやります。

次にですね、協議第28号商工関係について、協議内容の説明を求めます。

○千葉事務局次長 それでは、商工観光関係事業についてでございます。

こちらの方の調整内容につきましては、中小企業の融資制度、この損失補償についてでございます。この損失補償については、宮城県信用保証協会と協議の上、合併時まで調整するという内容でございました。

で、調整結果でございますが、損失補償については、宮城県信用保証協会と損失補償契約を締結することとするという調整案にしてございます。

内容といたしましては、損失補償契約を交わさないとですね、昨今の金融情勢を考えますと、中小企業への融資等が難しくなるということで、信用保証協会の方からはぜひ締結をお願いしたいということの内容でございました。それで、この締結を交わしますとですね、損失補償、いわゆる焦げつく分が出た場合です。損失分の70%に当たる金額が保証協会の方から補てんされるということになります。残る30%の9割相当分が自治体の負担と、補てんということになります。

それで、調整結果といたしましては、損失補償契約を締結するということの調整となってございます。以上でございます。

○議長 ただ今の説明内容について、調整内容についてですね、質疑ございますか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 この商工観光関係ですが、この中小企業の融資制度、今問題提起をされた分だけでしょうか。その他の例えばそれぞれ町村で今まで持っておりました町の誘致条例ですね、工場誘致条例、そうした問題はどこのところで意志統一をして、どういう形で進んでいくんでしょうか。私が調べている範囲では、各町村結構ばらばらでありまして、これらの取扱いはどこで最終的に調整して、新市に引き継いでいくんですか。

○議長 暫時休憩します。

午後 3時18分 休憩

午後 3時21分 再開

○議長 再開します。

ただ今説明いたしましたこの中小企業融資制度については、調整した内容でよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 それでは、この点についても報告どおり了承することに決定してまいります。

続いて数が多いこの5番目、協議第30号保健関係事業について、これを報告させていただきます。

はい、説明して下さい。

○千葉事務局次長 それでは、保健関係事業についての調整案でございます。

まず(1)番の母子保健事業についてでございます。

くくりといたしましては、③から⑤番まで、乳幼児検診、それから④の1歳6ヶ月児検診、それから⑤の3歳児検診でございます。こちらの方、対象月齢につきましては、過般の協議会で承認いただいておりますが、その他の内容については合併時まで調整するという調整でございました。その他の内容でございますが、この実施方法、これをどのようにするかということでございました。

で、調整案といたしまして、方法につきましては医師が1回に検診できる人数、20人程度になりますが、まとめて3ブロックで実施したいという調整案でございます。で、ブロックにつきましては、①のブロックが若柳町、瀬峰町、志波姫町。それから②のブロックが栗駒町、鶯沢町、金成町。それから③のブロックが築館町、高清水町、一迫町、花山村と。回数につきましては、3ブロックそれぞれ月1回ということでの調整でございます。

調整に至った経過でございますが、現在各町村ではですね、対象月を拡大した形、例えば1歳6ヶ月児検診につきましては、例えば2歳まで拡大して人数確保をして実施しているという内容でございます。本来は適正な時期、いわゆる1歳6ヶ月児検診であれば、1歳6ヶ月時に本来適正な時期として統一して行うべきであると。その人数を確保するためには3カ所のブロック制にすることが必要ではないかということで、こういった内容になっております。

なお、この方法でございますが、保護者等の意見といたしましては、検診に行く距離、例えば隣町に行く距離を考えるよりもですね、専門医による適正な時期の検診を希望しているという実態があるということでこのような調整案としてございます。

それから、(3)番の老人保健事業の教育等についてでございます。

こちらの方は、個別健康教育については委託等も含め、合併時まで調整するとしてございました。で、委託等も含め、合併時まで調整するという内容でございますが、この個別健康教育につきましては、いわゆる検診結果が要指導となった方への指導ということになってございます。項目といたしましては、例えば禁煙に関わることだったり、高血圧や高脂血症、それから糖尿病といった内容の指導ということになります。で、この指導部分については、新市では職員対応といたしまして、その中の例えば尿検査とか、血液検査も伴いますので、こういったものについては、専門機関に委託するというので、このような調整案となってございます。指導部分については、職員対応とし、検査部分については、委託するという調整案にしてございます。

それから、(4)番目の老人保健事業(検診)についてでございます。

こちらの方、①から⑧までございますが、①番目の内容といたしましては、基本健康審査、胃がん検診、それから大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診ということで、五つの検診をくくってござい

ます。以下、子宮がん検診、骨密度検査、それから前立腺がん検診、C型肝炎検診（節目検診）、同じくC型肝炎検診（節目外検診）、それから8番といたしまして、総合検診、合計11個の検診項目がございます。この中で対象につきましては、過般の協議会で承認いただいておりますが、その他の内容ということで、合併時までには調整するとしてございました。その他の内容でございますが、これにつきましては、今各町村でばらばらの検診の委託先、これをどうするかというその他の内容でございました。調整案といたしましては、①の中の大腸がん検診、それから②の子宮がん検診、それから⑥のC型肝炎検診の節目外、それから8番目の総合検診、これらについては現行どおりとしております。それ以外の検診につきましては、統一したいという調整案でございます。

ただ、⑧の総合検診でございますが、これにつきましては、市立3病院を基本とするという文言にさせていただいております。こちらにつきましては、新市、平成17年度すぐにですね、市立の3病院で間に合うかというところを協議いたしました。現行の体制を考えるとですね、3病院だけではこの総合検診、いわゆる人間ドックですが、全員をさばききれないだろうということで、現行頼んでいる他の医療機関にも実質的には委託するようになるだろうということで、この文言ですね、市立3病院を基本とするということで掲載させていただいております。以上でございます。

○議長 保健関係事業について、大分こう長い調整内容でありました。説明した内容についてご質疑等ございますか。はい、どうぞ高橋委員。

○高橋光治委員 母子保健の関係で、③、④、⑤の関係でございます。

説明を受けますと3ブロック制にする中で、月1回程度で、よく分からないのですが、これは出向いていくことになるというふうに思うんですが、ということになのかどうか。この点についてお尋ねをしますし、これまで私金成町でありますから、②の栗駒、鶯沢、金成でありますと、「ほそや医院」さんが担当していただきまして、やっつけているというふうに思いますし、各町村にも出向いてきたという経過があると思いますが、これらは継続をされるという理解でよろしいかどうか、お尋ねします。

それから二つ目でございますが、同じこの40ページの中の総合検診、人間ドックの関係でございますが、ただ今説明を受けますと、その市立3病院を基本としながらも他の病院を委託も可能ということにこう聞こえました。ただ、調整の中で基本とするということになればですね、これは中央病院、若柳、それから栗駒という理解をする訳ですが、本当にこれらに集約される状況というのは、いつの時点で可能になるのか。それまでの間はですね、我が金成町でありますれば、対がん協会、検診センター、主にやったりしている訳ですが、それらの委託というか、検診もどの時点まで可能という捉え方で行えばよろしいのか。この点についてお聞きをします。

○議長 今の内容、答弁して下さい。

○千葉事務局次長 失礼いたしました。

第1番目の母子保健事業のブロック制のところでございます。乳幼児検診等の3ブロックに分けたところですね、先ほど説明の中でどの場所で実施するのかということを説明の中に入れてございませんでした。それで、改めてご説明申し上げますけれども、①のブロックにつきましては位置的に中心になる志波姫町の方で実施したいということでございます。それから②のブロックでございますが、これは位置的に中心地になる栗駒町と。それから3番目につきましては築館町ということで考え

でございます。これにつきましては、正式にどの場所でやるかということは決まっておりますが、それぞれの町ですね、保健センターとか、そういったところの集団検診ということで考えてございます。

それから最後の人間ドックのいつまで現行制度でいけるのかと言ったご質問でございましたけれども、実はこれにつきましてはですね、先ほども若干申し上げましたとおり、今3病院だけでは、対象者をさばくことはできないということで、例えば金成町さんで、その他の検診団体に委託している部分、17年度はそういったところにもお願いするようになるという前提ではございます。で、協議の中で行われた協議といたしましては、市立の病院になる訳ですので、この中心的な役割をこの3病院に持っていきたいということではございますけれども、体制が整わないとそれもかなわないということで、いつまでという話については、明言はできませんけれども、その体制の方が整った順にですね、随時そちらの方に持っていきたいということで考えてございます。

○議長 はい、どうぞ。

○高橋光治委員 3ブロックの金成の例をとりますと、②でありますから栗駒町の方に出向くと。それが母子センター、保健センターその辺になるということではあります。私たちがこれまで調査研究してきた中ではですね、この3町というのはほそや医院さんが担当していただいているというふうに思うんです。それで、私たちの金成町には立派なやすらぎセンターという母子保健センターがありますけれどもね、そちらの方に出向いていただいている部分があると思うんです。で、これまでも3町には出向いていただいているのではないかなと。それをわざわざですね、先ほどの説明だと専門医に見ていただきたいという保護者の希望から1ヶ所に集めるのだという言い方のようにありますが、どうもそうでは、そう聞こえなくてですね、人数が集まれば経費が削減されるからみたいな感じに聞こえてならないんです。そうではない時点でですね、ぜひ考えを入れていただきたいというのが、私ども金成町の希望であります。これらを検討の余地はないという状況なのでしょうか。私たちはこれまで、合併の協議会でも調査検討してきたんですが、これまでどおり先生の専門医「ほそや」さん担当していただくのはよろしい訳ですが、ぜひ出向いた中で、この検診などをしていただく方法論を再度こう検討していただけないかということで、希望が出されているところでありますので、会長の方でもそれを聞き届けをいただきたいというふうに思います。

それから、総合検診、人間ドックの場合ですが、ここに市立3病院基本とする。今後は合併をしながら市立病院が基本医療ということになっていくというふうに思います。方向性はいいんですが、現実論としてですよ、金成町でありますれば金成町の職員さんもですね、10名から15名の間で、中央病院さんの方に人間ドックで行っている訳ですが、それが2時、3時までかかるような状況になっていると思います。本町の場合ですと、後ほども議論になりますけれども、いろいろ検診率はよろしくてですね、ドックの方も15年の実績で596名という、人間ドックの実績になってございます。これらをですね、さばいていただくためにはですね、現在やっている中央病院の体制、その他、若柳が今度改修でどうなりますか分かりませんが、栗駒町の部分も私は理解しないんですが、こういう調整の中で本当にですね、近々に市立3病院当然のごとく医療は市立病院でやっていっていいはず。ただ、そういう調整だけの上辺だけでやっていけるのかどうかというところが大変不安だという意見が大勢を占めました、我が金成町で。この点についてですね、ぜひお願いをしたいということで

すし、できれば中央病院、随分空き施設があるようですから、検診センターに変身するような格好です。それ、そちらの方を充実した中での医療機関の転換というものも検討されていく中で、こういう3病院中心の方向にあるのかどうか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長 この母子1歳6ヶ月検診等についてはね、これ今高橋委員がおっしゃいましたように、ここで決めてもお医者さんのいろいろな都合があると思うんです。それで、出向いて行くのか、集団で行うのか、できるならば出向いて行くような方向性をこれからも検討させるということではいかがでしょうか。これ今先生とすぐに話し合いをして決めるという訳にもいかないようでありますからして、これは今のご意見了解としてこれから進めさせます。

それからこの人間ドックもですね、今金成町で相当の人数が希望される毎年のものでございますので、これを今どこの病院でしからば行くのかということ、なかなかできないと思いますので、この築館の中央病院を主体として、今高橋委員がおっしゃいますように、よくこれから院長等と協議をさせまして、そのような診療体制、検査体制ですかね、をとるといような方向で進めさせていただきます。よろしゅうございますか。今ここで結論を得るといことなかなか難しいようでございます。はい、どうぞ。

○高橋光治委員 このように基本にするということを出ているものですから、ないのに基本にしてもらっては困るので、基本にしていく以上はですね、そういう体制をとっていただくと。市ですから、市の病院がやるということには一向に私は構わないんですが、実質が伴わない調整をしてもらっては困りますよということですね、ぜひお聞き届けをいただきたいと思います。

○議長 全くそのとおりでありますので、よく検討させてまいります。

そのほかございませんか。

(「なし」の声)

○議長 それでは、なければ保健関係事業については、ただ今報告どおりの調整内容でよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

○議長 はい、以上のとおり決定をさせていただきます。

続いて、今度はNo.6協議第35号農林水産関係事業(その1)についてを、検討した内容について報告をいたさせます。

○千葉事務局次長 それでは、No.6の農林水産関係事業(その1)についてでございます。

こちらの方の調整、協議会の確認内容でございますが、各種制度資金の利子補給については、合併時まで調整するというので、確認いただいております。

その各種制度資金の利子補給の調整案でございます。別紙資料2のとおりということで、資料の方4ページになります。こちらの方をお聞き願いたいと思います。

こちらの方、農林水産関係事業の各種制度資金の利子補給の調整内容となっております。

まず、農業経営規模拡大設備等の取得資金から農業経営基盤強化資金まででございますが、これらの資金につきましては、別紙の制度資金等の一覧表に統一するというので、裏面になるんですが、申し訳ございませんが、裏面を開いていただきたいと思います。

こちらの方にですね、平成16年8月18日以降ということで、利子補給率というところで真ん中辺

にですね、市町村という欄がございますが、こちらの利子補給率に統一したいということで調整案として載せてございます。この現況でございますが、次の6ページの方にですね、制度資金等の現況ということでA3の横長の資料がございます。これが現行の各町村の制度資金等の現況ということでございます。中にはですね、実質補給率が発生していない町村もございますけれども、全市的にこの補給率で新市ではやっていきたいという調整案でございます。

それから、4ページに戻っていただきまして、中段の担い手育成農業経営改善資金の補給率でございますが、こちらにつきましては現行でも一番利用が多い資金でございますが、この調整内容といたしましては、栗原市と栗っこ農業協同組合が基準金利と貸付金利の差額、この2分の1ずつを補給するという調整案にしてございます。こちらの方の現況につきましても、先ほど6ページの方に掲載してございます。実際行っていない町村もございますが、これらにつきましても全市でこの内容で実施していくといったものでございます。

それから4ページの一番下の表でございます若柳町カントリーエレベーター利用促進刈取組織育成資金、それから一迫町の認定農業者育成補助でございます。それから担い手育成肥育素牛導入資金ということで、それぞれ単町で行っている資金でございますが、これらにつきましては現行のとおり新市に引き継ぎまして、平成17年度におきまして調整したいと。廃止になるのか、あるいは全市的に行っていくのか、その辺も含めまして17年度に統一したいということで調整してございます。以上でございます。

○議長 はい、ただ今、農業関係のいわゆる貸付制度、これらの調整内容について、報告したとおりですが、この内容についてご質疑等ございますでしょうか。

(「なし」の声)

○議長 なければ次に進みたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 それでは以上のとおり報告どおり了承するということで決定をさせて下さい。

続いて、次に入ります。

次は、7番目、協議第36号一般職の職員の身分の取扱いについてを報告議題にします。

内容の説明をして下さい。

○濁沼事務局次長 それでは、No.7の一般職の職員の身分の取扱い関係であります。

7ページの資料3をお開きをいただきたいと思います。

この取扱いについては、職名及び職務内容についてであります。行政職及び消防職につきましては9級制といたしました。

行政職は、1、2、3級を主事とし、4級、5級が本庁の係長と総合支所の班長職、6級が課長補佐、7級が課長、8級が次長、9級が部長及び部局長及び総合支所長といたしました。本庁の係長職とそれから総合支所の班長職は同格としております。

それから消防職は、1級、2級、3級を係員とし、4級、5級が係長、6級が課長補佐、7級が課長及び副署長、分署長といたしました。8級が次長及び署長、9級を消防長といたしました。以上であります。

○議長 職員に身分についての調整内容、ただ今説明したとおりでございますが、この内容について

ご質疑等ございますか。はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

職員の身分でここ一般職、消防職しかありませんけれども、お聞きしますけれども、3月31日まではそれぞれ議会事務局なり教育委員会の行政委員会の職員がおりますけれども、合併のすぐまでにはその各それぞれの行政委員会出向期間の発令と申しますけれども、1回全部市長部局に出向させるような手法をとるんですか。それともどういう職員の身分になるんでしょうか。そこをお伺いします。

○議長 今遠藤委員質問されました内容について考えていることについて、事務局から答弁して下さい。

○鈴木事務局長 まずは、新たに職務執行者によって任命の任用の発令がされるというふうにご理解いただきたいと思います。ただ、例えばその改めてそのいわゆるその出向機関がまだ誕生していない部分については、後の発令になるのかなというふうに考えております。

○議長 分かりましたか。今のところちょっと理解できませんか。（「はい」の声あり）

○鈴木事務局長 例えばその議会事務局という部分については、これまでですと議会の発令ということになっている訳ですが、まだ議会そのものが誕生していないということから、その辺についての具体的な発令は議会がきちんとなつてからの発令というふうになろうかと思えます。

○議長 はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 そうしますと、3月31日でもってそれぞれの各町の議長から辞令もらった職員が合併して50日以内に選挙する訳ですね、首長以下特別職、市会議員の。そうすると、議会構成がならない間は身分としてはどうなるんですか。

○議長 これ1回ね、全部市長部局に全部発令をして、市長が行政職なり消防職にまず市長が発令をして、それから出向で発令をしていくと。そして出向された方で任命するというふうな方向になるんです。

○鈴木事務局長 旧町村の職員については、基本的には本来はいわゆる身分を失うんですが、その取扱いについてはその新市に引き継ぎますよということで、今回ご確認されています。

ですから、その旧町村の身分はなくなるんですが、新市で新たにその任用発令といいますか、任用発令をして市長が任用。4月1日ですから職務執行者ですか。新市の職員として任用発令をすると。その後、それぞれの行政委員会等々への出向発令ということになろうかと思えます。

○議長 はい。

○遠藤 實委員 確認しますけれども、それでは4月1日に、市長の職務代理者が旧町村の職員を全て辞令交付しますよと。ただし、議会の構成にならない議会事務局に出向する職員の方は議会が構成されて初めて出向、あるいは議会で発令と。その間は若干の何といいますか、市長部局の職員になりますよということでもいい訳ですね。

○議長 はい、そのとおりになります。

○遠藤 實委員 何か、市長部局は引き継ぎますから、その職員の身分は変わりありませんけれども、議長発令の議会事務局の職員が議長がいないものですから、身分を失うんでは大変ですから。その辺はやっぱりきちんとどうなるのかなということで私今お聞きした訳です。分かりました。

○議長 はい、そのとおりでございます。

あと、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 一般職の身分の取扱いについては、今報告したとおりの身分の取扱いでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい、それでは以上のとおり報告どおり調整するということに決定をまいります。

ここで若干休憩をいたします。

ただ今50分です。4時まで10分間休憩いたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

8番目に入ります。協議第37号特別職の職員の身分の取扱いについてを報告議題にいたします。

まだ調整中のものがございます。このことについても含めて報告をお願い申し上げたいと思います。はい、報告して下さい。

○濁沼事務局次長 それでは、No.8協議第37号の特別職の職員の身分の取扱いについて、説明をさせていただきます。

合併時まで調整するとした内容は、特別職4役の給与の額、非常勤特別職としての議会議員及び農業委員会委員の報酬額、行政委員会委員の報酬額であります。古川市の例及び現行の10町村の例などを基準として調整いたしました。詳細については8ページの資料4をお開きをいただきたいと思っております。

特別職の4役の給与の額と議会議員の報酬額は古川市の例を基準として調整をいたしました。

農業委員会委員につきましては、従前の農業委員が存続する平成17年7月19日までの報酬額は、若柳町の例を基準とし、公選後である7月20日以降の報酬額については、古川市の例を基準といたしました。

教育委員会と選挙管理委員会委員及び監査委員の報酬額につきましても、古川市の例を基準といたしました。

固定資産評価審査委員会委員の報酬額につきましては、日額報酬とし、県内自治体の平均報酬額で調整をいたしました。

その他の日額報酬を支給する委員につきましては、郡内において現行報酬額の高い志波姫町の例を基準として調整いたしました。なお、志波姫町の例は古川市の報酬額より高い金額となっております。

それから、4番のその他の非常勤特別職(1)、(2)につきましては、現在総務部会で調整中であり、次回の協議会に報告をさせていただきます。以上です。

○議長 ただ今、特別職の身分の取扱いについて、8ページでもって調整されました内容の報告がご

ございました。このことについてご質疑等ございましたら、お願い申し上げます。はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

3役については古川市の例を基準とするって、これはまあいいと思いますけれども。議員が古川市の場合には法定数が34ですか。条例上は28名の定数で古川市議会は構成していると聞いております。で、栗原市においては45名で発足する訳ですけれども、一つの合併の考え方としては、特別職は45になりますよ、3役はそれぞれ1人ずつ3人になりますよということの合併の一面もある訳でございまして。したがって、この市議会議員が古川市の例を基準として調整するという最終的に報告の案が出ましたけれども、その何と申しますか、ここまで至ったその経緯と、45人と28人の開きはどうか、そういう議論もあったのかどうか。その辺からお聞きしたいと思います。

○議長 はい、分かりました。その議論の内容をひとつ説明して下さい。

○濁沼事務局次長 この金額に至るまでには、例えば全国市長会が持っている全国の人口規模での報酬額、そういう部分も参考にさせていただきました。

それから、先ほどの45人の定数の場合の市会議員の議員報酬、それから4年後の30人での市会議員の例えば報酬額の部分なんですけど、これは部会におきまして30人、結論から言いますと4年後に定数特例なくなります。この部分とどう扱うのかという議論も総務部会ではなされました。ただ、結論といたしましては、栗原の場合には、在任特例をとる場合にはこれは報酬額の考え方を現行の10町村の報酬額を基準として考えるべきということになりました。ただ、定数特例については、新市において公選、公にその選挙をされて選出されるということから、定数特例の45人であってもですね、これはあえてその30人の部分と格差報酬をつけなくともいいのではないかと。ただ、議論の途中ではそういうその部分の意見も出ましたが、結論としては定数特例を使用してもですね、30人と同じような報酬額という結論に至りました。以上であります。

○議長 以上の説明です。はい、遠藤委員。

○遠藤 實委員 私町民の方々に、市民になりますけれども、町民の方々に「合併して議員の報酬が少なくとも仙台市除いて宮城県内で一番高い古川市の議員の報酬になるそうですよ」ということをお話ししますが、その説明の仕方として、我々はどう説明を町民の方々にしたらいいのかなということ、もしその説明の仕方があれば教えていただきたいと。それだけです。

○議長 はい、事務局。

○濁沼事務局次長 ただ今、仙台市を除いて一番報酬額の高い古川市というお話がありましたが、仙台市を除いて一番高いのは石巻市になっております。でありますから、古川市が仙台市を除いて一番高い報酬額ではないということだけはまずご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長 いいですか。

特別職の内容、身分の取扱い、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○議長 それでは、以上をもちまして身分の取扱いの質疑を打ち切りまして、協議第37号特別職の身分の取扱いについては、報告どおり了承することに決定をさせていただきます。

続いて、次に入ります。

次は、No.9協議第38号高齢者福祉事業についての調整内容について報告をいたします。

○千葉事務局次長　それでは、協議第38号高齢者福祉事業についての調整案でございます。

協議会の確認内容といたしましては、在宅介護支援センター業務の基幹型については、合併時までに1ヶ所にしと、他は地域型とするということで確認いただいております。

で、調整内容につきましては、在宅介護支援センターの基幹型をどこに置くかというところでございます。この調整案といたしましては、基幹型の在宅介護支援センターについては、保健福祉部内に置くということで協議調整してございます。簡単でございますが、以上でございます。

○議長　この基幹型在宅介護支援センターのあり方について、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長　それでは、協議第38号高齢者福祉事業については報告どおり決定をしております。

次に、No.10協議第42号農林水産関係(その2)についてを調整内容について、結果の報告をいたさせます。

○千葉事務局次長　それでは、協議第42号農林水産関係事業(その2)についてでございます。

こちらにつきましては協議会の確認内容でございます。土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時までに調整するという内容でございました。調整結果でございますが、まず、分担金制度については提案時にも説明してございますが、いろいろな内容で現行のまま新市に引き継ぐということで説明もしてございました。水利地益税の方につきましては、納税関係の方で水利地益税制度を廃止してございます。この水利地益税制度につきましては、分担金制度に切り替えるものとするというふうな調整案としてございます。同じ考え方で水利地益税を分担金制度として切り替えるといった内容の調整案としてございます。以上でございます。

○議長　この内容についてご質疑ございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

○議長　それでは、No.10農林水産関係事業(その2)については、調整報告どおり決定をしております。

続いて、No.11協議第45号社会教育事業についての調整内容について報告をいたさせます。報告して下さい。

○濁沼事務局次長　それでは、No.11の社会教育事業についての入館料、観覧料の調整結果であります。9ページの資料5をお開きいただきたいと思います。

資料5は、上段が調整結果であり、下段が各施設の現行の料金体系であります。ほとんどの施設につきましては、同じような料金設定となっておりますが、一部、鶯沢町の鉾山資料館や花山村の寒湯番所跡、千葉周作ゆかりの家の観覧料については、多少金額の違いがあります。また、金成町の歴史民族資料館につきましては、これまで団体扱いの料金設定がなされておりました。申し訳ありませんが、金成町歴史民族資料館の民族の「族」をにんべんの「俗」に訂正を願いたいと思います。

入館料、観覧料の徴する社会教育施設につきましては、新市における共通入館料等の発行も検討することとし、学生を含む一般個人は200円、団体が160円、小中高生につきましては、個人が100円、団体が80円と入館料の額を統一することといたしました。以上であります。

○議長　ただ今調整内容について報告いたしました。数ある諸施設、これを一本化して入館料を徴収するというように調整したようでございます。この内容についてご質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

○議長 はい、ありがとうございます。

それでは、No.1 1 社会教育事業についての調整内容は報告どおり決定をしております。

続いて、No.1 2 協議第4 9号使用料、手数料の取扱いについてを調整内容の報告をいたさせます。

○千葉事務局次長 それでは、No.1 2の使用料、手数料の取扱いについての調整案でございます。

使用料につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐということで承認いただいておりますが、この使用料の減免に関する規定、減免に関する規定については、類似施設で相違のないように合併時までに調整をするという内容で確認いただいております。

その調整内容でございますが、別紙資料6のとおりということで、資料ページ1 0ページの方に載せてございますので、お聞き願いたいと思います。

こちらの方につきましては、まず社会教育関連関係施設というくくりでございます。こちらの方につきましては、①から⑤までですね、それぞれ類似施設と位置づけまして、減免規定を統一してございます。

①につきましては、公民館、文化財保護施設、文化施設、その他の社会教育施設ということで、類似の施設としてくくっております。減免規定につきましては表の下段の方にございます。1 0割と5割ということで統一してございます。

それから②といたしまして、図書館と記念館ということで、類似施設としてくくっております。減免規定につきましては表の下段の方になります。

それから③といたしまして、体育施設その1ということで、総合体育館、多目的広場、陸上競技場、ゲートボール場、武道館、庭球場、野球場、体育センターということで、類似施設とくくっております。減免規定につきましては表の下段の方に掲載してございます。

それから③が体育施設その2ということで、プールの方で類似施設としてくくっております。減免規定につきましては表の下の方に掲載してございます。

それから交流センターとして、類似施設はございませんが、伊豆沼の交流センターということで、減免規定を下の方に掲載してございます。

それから⑤の文化会館につきましては、栗原文化会館、それから若柳町の総合文化センター、鶯沢町の振興センター、金成町過疎地域総合センター(けやき会館)でございます。こちらの方を一つの類似施設としてくくっております。

それから大変申し訳ございません。こちらの方もですね、資料の文言訂正をお願いしたいと思います。①の公民館に金成公民館、上から3行目の右端でございますが、金成公民館とございます。こちらの方、金成町さんの方から指摘ございまして、「金成町」と頭の方に、「金成町金成公民館」となるそうです。正式には「金成町金成公民館」ということで、ご訂正のほどお願いしたいと思います。

それから、1 1ページ目には、農林関係施設ということで調整案載せてございます。

まず、研修センターということで、農林環境改善センター、それから多目的研修センター、活性化センター、農村婦人の家、農産加工室ということで、類似施設としてくくっております。この減免

規定については同じく表の下段の方に掲載してございます。

それから②以降はですね、類似施設とは認められないため、現行のとおりとして減免規定を規定してございますので、それぞれですね、下段の方に減免規定を掲載してございますので、お願いしたいと思います。

それから12ページの方には、商工観光関係の施設、こちらの方を掲載してございます。商工観光施設につきましては、おのおのですね、それぞれ商工関係の施設ということで、独自の施設であるということで、それぞれ単独の施設という見方で、現行どおりの減免規定としてございます。ただ、文言につきましては、統一的な文言と今の例規なりと多少違っている文言表記はございますが、現行どおりの内容で減免規定を調整してございます。

それから、温湯山荘の減免規定のみですね、もう1項目ございました。こちらの方につきましては、生活困難者等が山荘を使用した場合の使用料の減免についてうたってございましたが、これにつきましても、文言中の市長が必要と認める場合は使用料を割引することができるというふうなところに包括されるだろうということで、温湯山荘の減免規定のみですね、1項目減っているといった内容でございます。

それから最終13ページになりますが、こちらの方も商工観光関係施設の続きとなっております。それで、右端の方には福祉関係施設ということで、こちらの方は老人憩いの家、それからふれあいセンター、コミュニティーセンター、活性化センター、老人福祉センターということで、それぞれを類似施設として統一してございます。こちらの方は減免規定を統一してございます。下段の方に減免規定を載せてございます。

なおですね、ここにはない施設もある訳でございますが、そちらについては使用料が発生していないということで減免規定は必要ないということで、こちらについては掲載してございませんので、つけ加えておきたいと思います。以上でございます。

○議長 栗原市になりますと、このようにいろいろな公共施設がたくさんあります。この公共施設の使用料及び手数料の取扱いについて、ただ今説明したとおりできるだけ類似のものは統一をして、減免規定を適用していくということで、それぞれの部会で調整をした内容のようでございます。このことについてご質疑ございますか。はい、どうぞ千葉委員。

○千葉伍郎委員 この12ページの類似施設は認められないため現行のとおりとしたものの12ページのハイルザームの関係でちょっとお尋ねをしておきます。

関連をするんですが、この集約されました第三セクターの3月31日から4月以降に移行する際、期日をまたぐ際の考え方なんですが、ここでは「出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行どおりとする。なお、新市において運営主体と協議の上、経営の安定に努めるものとする」と、こうなっている訳ですが、3月31日で社長がその町長の身分を失う訳ですが、この3月31日から4月の越し方ですね、こういう文章では全然こう分かりません。どういうところまでこの話が進められているのか、いわゆる法人登記をしている取締役になっている訳です、町長は。そうすると、町長は31日で資格を失う訳です。そうしますと、取締役の登記の関係はどういう取扱いにしようとしているのかですね。この文章だけでは全然分かりません。

したがって、料金もさることながら、経営形態もそのままにして引き継ぐんだということは分かり

ますが、法人の登記の取扱いをどのように今考えられているのか、全くこれはそこまで考えていませんということなのか。これは、議会はもちろんですが、町の皆さんも含めて、興味津々としていところであります。どうしても聞かなくちゃならないということをおっしゃったので、この辺の取扱いについての見解を求めておきたいと思えます。

○議長 はいどうぞ、事務局。

○濁沼事務局次長 これは第三セクターの取扱いの関係の確認の部分だと思うんですが、これは先ほど千葉委員さんから言われたようにですね、これは管理運営は現行のとおり新市に引き継ぐという部分で、今具体的にまだその引き継ぎの仕方、検討はなされておられません。ただ、言えることは、例えば、ハイルザーム、栗駒町が所有している、出資しているこの部分について間違いなく栗原市に変わることです。

それから、当然そう変わりますと株式の役員構成が変わってきます。その中で、新市の例えば社長なり、そういう役員が新たに選出し直されるのかなど。ただ、いろいろな登記面の関係があります。この部分についてはこれから検討していくことになるだろうと思えます。以上です。

○議長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 検討してもらっているのは一向構わないんですが、どういう越し方をするのかと、今描いているのは。言ってみれば、引き続き、今の取締役が新市に運営主体と協議をして、協議が整うまでは現行の体制を容認をするのか。あるいは、31日の彼らの身分がどうであれですね、登記上は取締役の資格を持っている訳ですから、首長の資格を失ったときには取締役をやめなければならないという規定も何もない訳でございますので、それは一体どうなるのかということと、いわゆるこの責任の問題ですね。責任分解の問題ですよ。こういうことを今の答弁で越せるのかということになると、私はそうはいかないと思うんですね。この文章で何回も議会の中でも議論されて、どういう越し方をするんだと。協議会としてはどうするんだということ。暫定的には現行の取締役、いわゆる町長、代表取締役が引き続き協議が整うまで、運営主体と新市の間に協議が整うまでは、引き続き継続するんですよという位置づけをするのか。3月31日で職務を失うのだから、その時点で速やかに引き継ぐのだということなのかですね。役員体制の経営者の支配人がどうだこうだじゃないんです。いわゆる会社の責任分担をどうするのかという問題がこの中身では明確にされていないのです。新市になってらというものを噛みながら歩くのと違ひまして、日にちがものを言うものですし、登記がものを言うものですから、この取扱いの扱いというのは、私はまだこういう言葉を言って申し訳ないですが、これは未決事項に値するんじゃないかというふうに思ってしまう訳ですよ。これはこのままですね、今言った答弁で、日にちを稼いで4月1日を迎えるという訳にはいかない代物ではないでしょうか。

ですから、ここは正式に株式会社の仕組みをとっている組織だけに、あるいは類似の施設がそういう形であるのかも知れませんが、私はほかの町村の話をするつもりはありません。本町の第三セクターでありますこの会社のハイルザームの取扱いを今日、やっぱりすっきりして聞いておかないとですね、これはもう年を越しますのでね、この辺の取扱い、聞かせて下さい。

○議長 私もその一員になっているんですよ。株式会社の社長になっているところがあるんですが、このことについてはね、今のところまだ事務局の方でも深い検討をしておりません。恐らくこのエポカもそうだと思います。いろいろこれから今千葉委員がおっしゃるようなことをよく参考にしま

いりまして、やはり3月31日から4月まで暫定というんじゃないですかね、そのまま引き継いで当分の間はそのまま株式会社の社長なり役員をそのまま引き継いだ場合、どのような商法上の手続が必要なのかそれまたいろいろと解決していかなければならないものがあると思いますので、これ、今ここできっちりした答弁をするということを今事務局でもまだその辺は検討しておらないと思いますので、ひとつこれはできえるだけ早い時期に検討させて結論を得なければならぬ大切なこととございますので、町村長等を交えて、よく検討をさせてまいりたいと思いますが、ひとつその辺で了承を賜りませんか。はい、もし参考意見があったら教えて下さい。

○千葉伍郎委員　　そうしますと、現時点ではいずれにしても、先ほど冒頭の仕組みの中では六つだけ協議項目として、これ今日が終われば残る予定だと、こう言うんですが、既に終わったと言われているこの第三セクターの取扱いでもそういう課題は残っていると。したがって、それは早急にあるいは早急というか、どうなりますか、3月31日から4月の越し方についてはですね、結論は得てないんだという認識で構いませんか。

○議長　　はい、そのとおりです。（「もう1回」の声あり）

○千葉伍郎委員　　それではですね、これは大変重要なこととございます。したがって、直前になってですね、問題の結論が時間切れで滑り込むようなことのないように、十分余裕をとってこの協議会の中で結論が得られるようにですね、ひとつ協議を急いでいただきたい。このように思います。要望しておきます。

○議長　　はい、分かりました。そのとおり事務局の方に命じまして、やってみます。

はい、鹿野委員。

○鹿野清一委員　　会長からエポカもそうだろうというふうなお話してございましたが、実は将来的には、合併をするということにエポカのこの栗原振興株式会社では、対策を立ててまいりました。ですから、現在は町長は社長でございます。代表取締役の会長にはなっておりますけれども、改めてもしこれが合併をしたときにはどうするんだということを検討してまいりました。社長を株主総会に決定をして、そして現在は佐藤誠典が社長になっておる訳でございます。ですから、合併をした時点におきましては、私が新しい市の市長にその代表取締役、これを譲れば、それでそのまま経営が進むんだというふうな対策を立てておりますので、一応参考のためにお話を申し上げます。

○議長　　はい、ありがとうございました。

そのような方法もあるということをお鹿野委員の方から説明がございました。それらとよく交えて今郡内には第三セクターなり、そういう株式会社なりでございます。間違いのない引継ぎ方法をしていかなければならないと思いますので、今千葉委員からおっしゃられますように、できるだけ早い時期にこれらの結論を得て、皆さんにご報告をしていきたいと思っておりますので、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長　　そのとおりひとつご了承下さい。

それでは、ただ今、申し上げましたこの減免規定等については、報告どおり了承することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長　　それでは、No.12使用料、手数料の取扱いについては、以上のとおり決定をさせていただきます。

報告どおり決定してまいります。

続いて、No.13 協議第51号補助金、交付金等の取扱いについてを調整内容について報告いたします。説明して下さい。

○濁沼事務局次長　それでは、No.13の補助金、交付金の取扱いについて、説明をさせていただきます。

町村で交付している共通の補助金等については、いろいろな問題等がありますが、17年度補助金額につきましては、各町村で交付いたしました16年度補助総額を下回らない金額での補助といたしました。この補助金、交付金の取扱いについては、新市における公共的団体等の組織統合や再編にも関係してくることから、各種団体長や町村合併担当課長、専門部会長に対しまして、文章をもって組織統合等の要請や、行政指導をお願いしているところであります。18年度以降につきましては、新市において、地域全体で均衡が保てるよう調整検討を加えていくことといたしました。以上であります。

○議長　各種団体に対する補助金等の取扱いの調整内容、ただ今報告したとおりでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長　それでは、No.13の協議第51号補助金、交付金等の取扱いについては、ただ今報告したとおり決定してまいります。

続いて、No.14 協議第54号国民健康保険事業の取扱いについて、この内容について調整内容の報告をいたします。

○千葉事務局次長　それでは、No.14の国民健康保険事業の取扱いについての調整案でございます。

協議会の確認内容といたしましては、保健事業（国保分）については、合併時まで調整するとしてございました。調整案の方でございますが、保健事業（国保分）については、各種検診料金の自己負担額の3分の2とするということで調整してございます。なお、詳細につきましては、別紙資料7の方でご説明したいと思います。ページ数14ページになります。こちらの方の比較表でご説明したいと思います。

まず、各種検診の総費用でございますが、検診の種類欄にですね、基本健康検査、それから胃がん検診と以下大腸がん検診とございますけれども、その健康診査の下に括弧書きで数字の方載っております。これが16年度で押さえてございますが、検診の総費用ということで見ていただきたいと思います。で、表の見方でございますが、築館町さんを参考にご説明させていただきたいと思います。

まず1番上の欄の平成16年度、現行となっておりますが、個人負担金でございます。これにつきましては、国保助成を差し引いた額ということで見ていただきたいと思います。で、築館町さんについては平成16年度2,500円となっております。で、新市の個人負担金3割となりますが、左側の8,883円の3割ということで2,700円と。端数の方は調整してございますが、2,700円ということになります。国保助成につきましては、調整案では3分の2としてございますので、1,800円は国保助成の方で助成したいということでございます。差し引きまして、新市での個人負担金につきましては、Dの欄でございます。900円ということで現在の平成16年度の個人負担金と比較いたしますと、マイナスの1,600円ということで、築館町さんについては、マイナ

スということでございます。横の方にずっとマイナスでございますが、この表でまいりますと、金成町さん、それから花山村さんで、プラスの900円ということを出てございますが、以下、胃がん検診、大腸がん検診、同じような見方で比較していただければと思います。以上でございます。

○議長　ただ今資料7でお話し申し上げたとおりでございますが、若干の差異が出ておるようでございますが、新市の場合、このような方法で調整をしたというふうな報告内容でございます。このことについて、ご質疑ございますか。

（「なし」の声）

○議長　よろしゅうございますか。はい、どうぞ、高橋委員。

○高橋光治委員　金成の高橋です。

ただ今説明を受けまして、金成町と花山村さんは、これまで、個人負担がゼロということで、この検診事業を進めてきたということに思っています。で、新市になる訳ですから、調整をしなければならぬというのは分かるんですが、表を見ていただくと、一目のように金成町は全部負担が出てきます。これはですね、町民の方々には、市になったら負担が出てくるんだものねというふうに誤解を受ける内容というふうに思っています。私はこれまでも国保事業に係わってきましたけれども、金成町は、予防医療ということを重点に置きながらですね、検診事業、人間ドック事業をぜひ積極的に進めて欲しいという施策で来たというふうに思っています。ここにはありませんけれども、国保の税の関係につきましてもですね、均一課税の導入などもありながら、財政上も優位に来ているのは、統計上は出てきませんが、そういう部分も検診事業の推進というのがあるのかなというふうに、ずっと思ってきていたんですが、新市になって、町民の方々に負担を強いるということになるのがですね、大変心苦しいですし、これでもって、検診の受診率が下がっては困るなというふうに実は大変苦慮しています。そういう意味合いをありますので、調整をしなければならないという前提は理解しながらも、ここまで来たですね、総務やそれから助役その他首長さん方の中でですね、経過があれば、ぜひこうせざるを得なかった内容について、若干説明を補足していただきたいというふうに思います。どのような状況でこういうふうになったかということをご説明をお願いします。

○議長　それでは、調整までの内容について、これらについて議論した内容、助役会かどこか、はい、事務局。

○千葉事務局次長　それでは、ただ今のご質問でございますが、実は第14回の協議会の際にですね、国保の給付の関係、いわゆる助成部分の考え方ということで、確かに課税の方につきましては、不均一課税ということが既に決まっております。その上でですね、給付の方は県の指導等もございまして、統一が理想であるという指導のもとですね、協議会の方でも国民健康保険事業の調整の関係の協議の際にですね、新市での国保助成の給付は統一をしたいということで、委員の皆様方にお諮りした経緯がございます。で、その中では、課税の方は違っておりますが、給付については新市では統一したものになりたいということでご説明した経緯がございます。事務局といたしましては、第14回の協議会でご説明した内容で調整されたのかなというふうに思っております。

○議長　そのほか、あと審議をしてきた内容で、何かお話しする方ございませんか。

○濁沼事務局次長　この検診の個人負担の関係なんですが、これは部会、それから幹事会でもいろいろなご意見が出ました。例えば、この負担基準、ここに至るまでですね、まだ低い町村非常にありま

す。そういう部分はどうするのかという話も出ましたし、それはその段階的にその調整もしてもいいんじゃないかという話も出ました。ただ、それは今事務局の千葉が話したようにですね、これは協議会で、課税はその不均一課税、これをとる。ただ給付については、これはその一律をとるということで、協議会で確認されています。ただこの中にですね、例えばそのうちどれぐらいの部分を国保会計から助成をするかということで、例えばその3分の1の助成、2分の1の助成、それから3分の2の助成、そういう部分をこういろいろ試算してですね、その結果、その新市の国保会計において、無理のないその助成金額、それはどれぐらいかということで、結果的には3分の2になりました。

ただ、その議論に至るまでは、例えばその国保の財調の関係も議論されました。これも既に方向は確認されているんですが、その幹事会等においてですね、またその議論が出た経過もあります。例えば、寄金を多く持っている町村については、その受益者負担、この検診助成を厚くすべきだろうという議論も出ました。そういう部分については、これは何回も確認されているようにですね、この基金等については、あくまでその一本で使っていきますと。例えばその低い町村については、その基金を充てて、その地域だけが町村だけがその受益者負担を少なくするという部分はこれは先ほど言いましたように、その税の関係はあっても給付については、これはやはり問題があるということから、いろいろな議論がなされた中で、最終的には3分の2の金額を国保会計から助成をし、3分の1の部分は皆さんから頂戴するということになりました。

これは、先ほど言いましたように、国保会計の健全な部分、逆に言いますと余り国保会計から助成を多くしていきますと、当然国保税の税に今度ははね返ってくるんであります。税にはね返ってきますと、これは均一課税でないものですから、非常にまた新たな問題が発生するというので、これはいろいろな議論があって、最終的には3分の2、この部分を国保会計から助成をしていくという結論に至った訳であります。以上です。

○議長　今説明したとおりですがね。何せ、ゼロが今度はこのようになりますので、なかなかご納得ということもできかねるのかなというふうな感じを持ちますが、会長としても。何か……、はい、どうぞ。

○高橋光治委員　議論の経過、私どももここまで来るまでは相当これらについては、調査研究をしてきたというふうに思っています。

で、ただ今のように答弁を受けますとですね、私は不均一課税というものは、その国保会計の中でですね、税の部分で、基金があった部分で対応した部分でありますから、この保健事業の部分とは関わりはないというふうには私は思っています。ただ、持論として思っているのは、予防医療といいますか、検診をすることによってですね、余計な医療費を支出をしないという捉え方からいくとですね、最終的には国保の健全財政にいくのだよという捉え方でずっとこの国保運営、そして検診事業を進めてまいったところですよ。で、結果はどこにあるかは統計は出てませんが、最終的には不均一の課税を入れなければならないくらい基金を持っている金成町と花山村さんがですね、結果的には検診事業でも負担がない訳です。ここをぜひご理解をいただきながらですよ、他のところはそれでは保険税が安いかというと、どこはいいませんが、今度マイナスになっているところはですね、保険税が高いんですよ。7万もつとよりも。

ですから、そういう部分を今後考えていくなればですよ、調整はあり得ると私は思います。ただ

し、今回は全体の調整でゼロ円のところも3分の2の助成になって、3分の1の個人の負担が出てきますということを最大限に理解をしましてもですね、今後新市になっていった場合には、国保の健全運営が出ていった場合には、検診事業のさらなる個人負担の軽減、金成町や花山村さんのような事業の展開もですね、新市になれば、考えられるんだよと、国保事業の展開次第では。このことをぜひ会長、一旦心にとめていただいでですね、次のステップの段階のためにも、今回はこれを受け入れても、最終的には個人負担がなくなるような国保の健全運営に向かって邁進をしていくという方法論で、ぜひ検討もお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 はい、全くそのとおりのご意見、会長としても賛成でございます。早期発見、早期治療、国保税の軽減にこれは当然役立つ訳でありますので、ただ今高橋委員がおっしゃいますように、将来にわたっては、やはり確かに検診率を上げるためには、できるだけ負担を安くする。このことを念頭に置きながら、事務局の方にも引継ぎをさせていきたいと思えます。よろしゅうございますか。

はい、そのほかございませんか。はい、どうぞ中嶋委員。

○中嶋太一委員 単純な文言のミスのような気がするのですが、検診の種類の下から二つ目と三つ目、肺炎ではなく、これは肝炎と理解して……。肺炎なんでしょうか。資料7番でございます。

○千葉事務局次長 大変失礼いたしました。肝炎の誤りでございます。大変申し訳ございません。訂正方お願いしたいと思います。

○議長 はい、これは肝炎と訂正をしていただきます。大変ありがとうございました。お気づきの点、感謝申し上げます。

そのほかよろしゅうございますか。

(「なし」の声)

○議長 それでは、ご意見がないと認めます。

それでは、No.1 4 協議第5 4号国民健康保険事業の取扱いについては、調整報告どおり決定をまいります。

続いて、No.1 5 協議第5 5号一部事務組合等の取扱い(その2)についての調整内容の報告をいたさせます。報告して下さい。

○濁沼事務局次長 それでは、No.1 5の一部事務組合等の取扱い(その2)についてであります。

栗原地域医療組合の手数料等につきましては、前回の協議会におきまして、既に報告済みでありますので省略をいたします。

鶯沢町外1市9カ町村共有林野組合につきましては、古川市脱退のための規約変更及び財産処分の知事認可が平成16年9月30付けでなされました。既に10月1日から鶯沢町外9カ町村共有林野組合として組織変更済みであります。この鶯沢町外9カ町村共有林野組合は合併の前日をもって解散し、その事務及び所有する財産は全て新市に引き継ぐものとされました。

鶯沢町外1カ町共有林野組合につきましては、現在鶯沢町、栗駒町におきまして協議調整中であります。

また、栗駒町・金成町共有林野組合につきましては、両町の議会におきまして、その事務及び所有する財産について、全て新市に引き継ぐものとして確認し、協議済みであります。

次に、志波姫町、若柳町、迫町の3町で構成されております迫川右岸内水処理組合についてです

が、これまでの組合幹事会や、構成団体町協議のもと、その事務及び所有する財産について、新市に引き継ぐものとして確認し、協議済みであります。以上で終わります。

○議長 この迫川右岸内水処理組合は、今若柳、志波姫とそれから築館も入ります。その表にある組合で、それから迫町も入る訳ですが、これは協議済みでございます。はい、このことについて、何か。はい、どうぞ、千葉委員。

○千葉伍郎委員 確認だけですが、この一部事務組合の取扱い（その2）ですね、その中で、鶯沢外1カ町村共有林組合の関係は、これは今調整中ということで未決なんですね。網はかけてないんですが、このままですと、終わったような気がしますので、これはこの協議55号は、②の部分は未決ですよということで確認してよろしいですか。

○議長 はい、そのとおりに確認して結構でございます。大変申し訳ありませんが、委員の皆様方にもご了承賜りたいと思いますが、鶯沢町外1カ町ですね、共有林野組合は鶯沢と栗駒町において現在協議中でございますので、まだこれは協議が整わないということでひとつご了承下さい。これは後でまたご報告を申し上げてまいりたいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

○議長 それでは、大変ありがとうございました。

一番最後になりました一部事務組合の取扱いについては、ただ今申し上げました②鶯沢町外1カ町共有林野組合については、ただ今協議調整中ということで、今後にあっても調整を続けるということで、これは了承願って、その他については報告どおり了承するというので、よろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

○議長 はい、そのとおりに決定をさせていただきます。ありがとうございました。

大変長時間にわたっての協議内容、報告第32号については、以上でもって報告どおり決定をさせていただきます。

5. その他

○議長 続いて、5番目のその他に入ります。

はい、事務局何かありましたらご報告下さい。

事務局では、その他事項ないそうでございますが、久しぶりでの協議会でございます。委員の皆さん方から何か。はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員 先ほど来ちょっと申し上げましたが、合併時まで調整をするという課題につきましては、6とも7とも8ともある訳ですが、当初の計画でありますと、9月中に精力的にやるということが今日まで延び延びになっている訳です。このまま過ぎますと11月も12月もかなというように気がならないんですが、残りの問題については、会長、どうする考えですか。期日を明確にして下さい。

○議長 今、事務局と調整をしてからご報告申し上げます。

ただ今、ご心配の余りの千葉委員からのご質疑がございました。

今事務局と調整をいたしまして、12月これ各町村で定例議会もある訳であります、その定例議

会をできるだけ調整をいたしまして、皆様のご都合のいい日時をとりまして、12月中に再度この調整を整えてやっていきたいということで、ご了承賜りませんか。

(「契約違反だ」の声)

○議長 その辺をご了承下さい。できるだけ早い時期に12月中に調整を整えまして、皆さんに報告していくということでご了承下さい。

そのほかございませんか。よろしゅうございますか。はい、事務局。

7. 閉 会

○鈴木事務局長 どうも長時間、大変ご審議ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして千葉築館町長さんから閉会のご挨拶をいただきたいと思います。

○千葉副会長 今日はしばらくぶりの協議会ではございますが、合併はどうなったんだろうなんて心配していた人も大分多いんだろうと思うんですが、今日のご熱心なご討議をいただきました。この討議の最中どうなるんだろうかなという心配したときもあったんですが、当局というか、事務局の答弁がしどろもどろというところもありましたし、いろいろのことあるんですが、全ては栗原市に向けてより良い結論を出そうという委員の皆さん方の熱意の表れでありまして、心から感銘を深くしているところでございます。今日はどうもご苦労さまでございました。

午後4時57分閉会